

最高裁秘書第3380号

平成30年8月31日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

7月17日付け（同月18日受付、最高裁秘書第2983号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法研修所弁護教官が最高裁判所から受領している謝金が給与所得であるかどうかが分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。